

令和7年度

明石市防犯カメラ設置補助金 募集要項

【申請期限】

令和7年7月31日（木）※必着

明石市

【問い合わせ先】

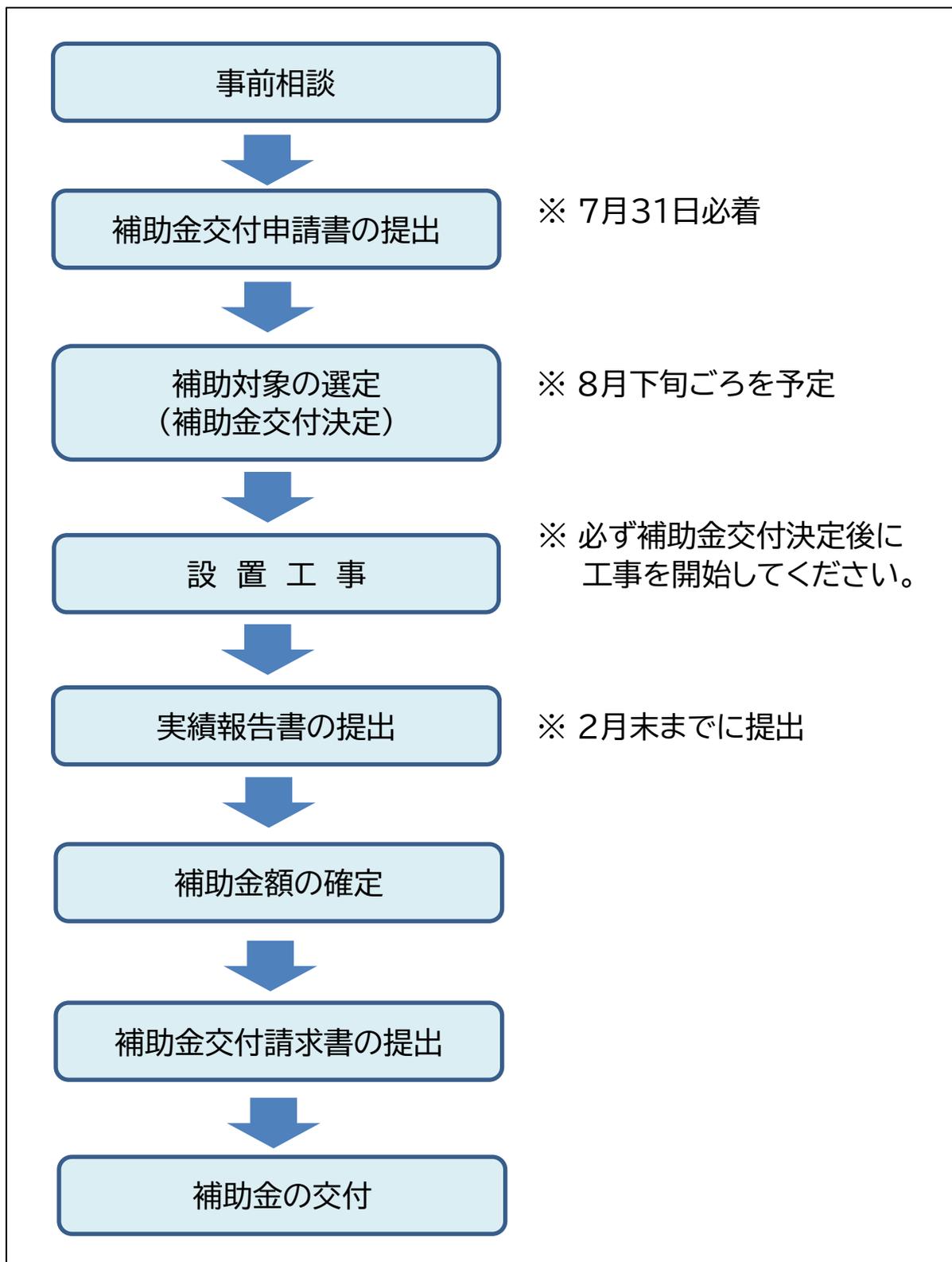
明石市 総務局 総合安全対策室 安全管理担当
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
電話:078-918-5069 FAX:078-918-5140
E-mail:bousai@city.akashi.lg.jp

I 事業概要

地域における防犯活動を推進し、犯罪のない安全・安心なまちの実現を図るため、防犯カメラの設置または更新を行う自治会・町内会、校区まちづくり組織に対して、その設置費用の一部を補助します。

【補助事業の流れ】

※ 補助金の支払いは清算払いとなります。



Ⅱ—1 補助の内容

<p>補助対象経費</p>	<p>① 犯罪の予防を目的に公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）の購入ならびに設置工事に要する経費。</p> <p>② 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに取付工事に要する経費。</p> <p>③ 現に設置している場所と同じ場所に新たな防犯カメラを設置する（更新）場合の、既存の設備の撤去工事</p> <p>※ 更新の場合は、既存の防犯カメラが<u>設置後5年以上経過</u>していること。</p> <p>※以下の経費は<u>補助対象外</u>です</p> <p>① 更新時を除く既存の設備の撤去に要する経費。</p> <p>② 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費。</p> <p>③ 防犯カメラシステムの維持管理（賃借に要する経費を含む）に要する経費。</p>
<p>補助額</p>	<p>補助対象経費の2/3（1,000円未満切り捨て） ※上限：ポールの新設なし 120,000円 ポールの新設あり 180,000円</p> <p>※ 申請は1団体につき、<u>2箇所</u>まで。</p> <p>※ 1箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいいます。複数台の防犯カメラを設置し、レコーダー1台に接続する場合は、1箇所とする。同一場所に撮影方向の異なる2台以上のカメラを設置し、1台のレコーダーで記録する場合は、1箇所とします。</p> <p>※ 2箇所応募の場合は、優先順位（1位、2位）をつけてください。（防犯カメラ設置事業計画書に記載） より多くの地域団体へ補助金を交付するため、応募多数の場合は、各地域団体で優先順位1位のを優先します。優先順位2位のものについては、不採択となる場合がありますのでご了承ください。</p>
<p>補助箇所数</p>	<p>20箇所 ※ 申請者多数の場合は抽選となります。（先着順ではありません）</p>

申請期間	令和7年7月31日（木）まで ※ 必着
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市内の自治会・町内会 ● 協働のまちづくり推進組織 明石市協働のまちづくり推進条例第17条第1項に規定する組織 ● 校区まちづくり組織 次に掲げる要件のいずれにも該当する組織 （ア）自治会、高年クラブ、子ども会、PTA、ボランティアグループ、NPO等の各種団体で組織され、民主的で開かれた運営を行っていること。 （イ）小学校区内の全地域を対象として、多岐にわたる課題の解決又は地域の活性化を目指した活動を推進していること。
補助対象期間	<p>補助金の交付決定後（令和7年8月下旬以降を予定）から令和8年2月28日までに設置・工事及び支払いが完了する事業</p> <p><u>補助金交付決定前に着工・完了する事業は対象になりませんので、ご注意ください。</u></p>

Ⅱ-2 補助の要件

<p>事前相談</p>	<p>申請前に、申請予定の事業内容について総合安全対策室にご相談ください。</p>
<p>撮影場所</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p>
<p>カメラの機能要件</p> <p>※レコーダー内蔵型は、下記「レコーダーの機能要件」も満たすこと。</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① カメラの有効画素数が100万画素以上であること。 ② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く） ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度 0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
<p>レコーダーの機能要件</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。 ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ（4fps）以上であること。 ③ 1280×720p以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に映像が記録できる機能があること。 ⑤ 捜査機関等から映像提供の要請を受けた場合に、有線または無線接続、記録媒体の取り出し等により、速やかに映像を取得、提供できること。</p>
<p>標識の掲出</p>	<p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
<p>設置許可</p>	<p>防犯カメラ設置場所の所有者、管理者等の承諾・許可が得られている、または設置までに得られる見込みがあること。 ⇒設置場所所有者・管理者発行の占用許可書等の写し、または防犯カメラ設置に関する同意書を提出</p>

地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体内の合意があること。 ⇒地域合意書及び維持管理等誓約書を提出</p>
地域安全マップの作成	<p>申請団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。（8ページ参照）</p>
明石警察署への相談について	<p>申請にあたり、防犯カメラの設置場所や撮影方向等について、明石警察署生活安全課（電話：078-922-0110（代表））に必ず相談してください。 なお、防犯カメラ設置後、効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報について、警察へ情報提供します。</p>
防犯カメラ等管理運用規程の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示 ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 ④ 記録した映像の利用・提供の制限 ⑤ 記録した映像の外部流出を防止するための措置 ⑥ 苦情処理対応 ⑦ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏えい防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
防犯カメラの管理状況及び運用状況の報告	<p>本事業により設置した防犯カメラについて、運用を継続している限り、年1回、次に掲げる事項を市に報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 補助対象カメラシステムの稼働状況 ③ 警察等捜査機関への映像提供回数 ④ その他市長が定める事項 <p>※ 報告の時期になれば、総合安全対策室よりお知らせします。</p>

Ⅲ—1 補助金の申請について

申請期間	令和7年7月31日（木）まで ※ 必着
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 次項【申請に必要な書類】記載の書類を明石市総合安全対策室へ提出してください。 ● 申請書類は明石市ホームページからダウンロードできます。 ● 1団体につき2箇所応募の場合は、「防犯カメラ設置補助事業計画書」に必ず優先順位を記入してください。
申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 明石市防犯カメラ設置補助金交付申請書 ② 防犯カメラ設置事業計画書 ★ ③ 収支予算書 ④ 補助対象経費に係る見積書の写し （設置にかかる費用の総額を記載したもの。自立柱（ポール）を新設する場合、見積書は自立柱の購入・設置にかかる費用の区分が明確であるものに限ります。） ⑤ 仕様書のコピー （カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの） ⑥ 地域合意書及び維持管理等誓約書 ★ ⑦ 地域安全マップ （危険箇所について検討がなされた結果を示す図面） ⑧ 設置場所がわかる位置図及び現況写真 （全景・撮影想定写真） ⑨ 防犯カメラ等の管理運用規程 ⑩ 応募団体規約のコピー ⑪ 応募団体役員名簿のコピー ⑫ 道路、私有地（個人宅含む）、電柱等に防犯カメラを設置した場合は、所定の手続に基づく占用許可書等の写し、または防犯カメラ設置に関する同意書（手続き中の場合は実績報告時に提出でも可） <p>※ 2箇所応募する場合、★の書類については 1箇所につき1部ずつ作成し、提出してください。</p> <p>※ すべての書類が揃った状態でのみ受付します。</p>

<p>補助対象の選 定 (補助金交付 決定)</p>	<p>補助対象の選定結果（補助金の交付決定）は、文書にて通知します。 選定後の設置場所の変更は原則認められません。</p> <ul style="list-style-type: none">● より多くの地域団体へ補助金を交付するため、応募多数の場合は、各地域団体で優先順位1位のを優先します。優先順位2位のものについては、不採択となる場合がありますのでご了承ください。● 予算に限りがありますので、応募多数の場合は、抽選になる場合があります。
--	--

Ⅲ-2 地域安全マップについて

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、地域安全マップを補助事業応募に必要な書類としていますので、以下の要領により作成してください。

	作成要領	
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所)	
地図の体裁	<ul style="list-style-type: none"> ● 作成方法：任意（手書きやパソコン使用による作成等） ● 用紙サイズ：A4 ● 作成範囲：概ね応募団体の活動範囲 ● 縮尺：下記の 検討・調査事項 が判読できる程度のもの ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は発行元の許可が必要です。	
検討・調査事項の例 (◎は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	◎危険箇所 (入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等 等を表示
	◎本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	◎本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る 110 番の家・店」	四角印「■」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「▲」で表示
既設防犯カメラの撮影方向	矢印「→」で表示	

Ⅲ－３ 申請時の留意事項

<p>工事等の着工について</p>	<p>防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手してください。 補助金交付決定前に着工した場合、補助金交付を受けることができませんのでご注意ください。</p>
<p>設置場所の許可について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。 ● 電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。 ● 道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要ですので、県や市の管理担当課等と協議してください。 ● 設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします。
<p>設置に関する地域の合意について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、町内会・自治会等の総会などで地域の住民の方々の合意を得る必要があります。 ● 撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。 <p>※ 撮影場所に住居等が含まれる方の同意書の提出は不要ですが、同意は得てください。なお、その際に使用した同意書については、防犯カメラ設置団体で保管してください。</p>
<p>明石警察署への相談について</p>	<p>防犯カメラの設置場所や撮影方向等について、明石警察署への相談が必須です。つきましては、明石警察署生活安全課（電話：078-922-0110（代表））へご相談ください。</p> <p>なお、防犯カメラ設置後、効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報について、警察へ情報提供します。</p>

実績報告書の提出について	事業完了後30日以内又は令和8年2月28日までに補助金実績報告書等の必要書類の提出をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。
採択・交付決定の取消し、補助金の返還について	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。</p> <p>① 明石市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 補助金交付決定前に着工した場合 ④ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合</p>
防犯カメラの管理及び処分について	<p>防犯カメラの設置は、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、プライバシーに対する配慮が欠かせません。適正に管理運用していただくために、各設置者において、防犯カメラの管理運用に係る規程を定める必要があります。防犯カメラ設置後、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効果的な運用を図ってください。</p> <p>また、補助対象の防犯カメラの設置の日から起算して5年間は、処分や譲渡、またはその目的を変更してはいけません。</p>

IV 工事完了後の手続きについて

実績報告	<p>補助対象事業が完了したときは、当該補助事業完了後30日以内又は補助事業の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次項【実績報告に必要な書類】記載の書類を明石市総合安全対策室へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類は明石市ホームページからダウンロードできます。
実績報告に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 明石市防犯カメラ設置補助金実績報告書 ② 補助対象事業に係る収支決算書 ③ 補助対象経費に係る領収書の写し ④ 防犯カメラ及び標識の設置完了がわかる写真並びに位置図 ⑤ 設置された防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの ⑥ 防犯カメラ等管理責任者等報告書兼同意書 ⑦ 道路、私有地（個人宅含む）、電柱等に防犯カメラを設置した場合は、所定の手続に基づく占用許可書等の写し、または防犯カメラ設置に関する同意書（未提出の場合）



補助金額の確定	<p>実績報告書の内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。</p>
---------	---



補助金の請求	<p>補助金額の確定通知を受けた団体は、次項【補助金の支払いに必要な書類】記載の書類を明石市総合安全対策室へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類は明石市ホームページからダウンロードできます。 <p>団体からの請求書に基づき、指定された口座へ振り込みにより補助金をお支払いします。</p>
補助金の請求に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 請求書 ② 債権者登録申請書 ③ 委任状



補助金の支払い	<p>請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。</p>
---------	-------------------------------------